第1章 華北地域(北京市、天津市、山東省)

1. 北京市

2022年の北京市の域内総生産 (GRP) の実質成長率は0.7%で、プラスにはとどまったものの前年比で7.8ポイント縮小した。投資 (固定資産投資) は前年比3.6%増、うち、インフラ投資は5.2%増、不動産開発投資は1.0%増とプラス成長を維持したが、消費については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、社会消費品小売総額は前年比7.2%減となった。

2022年の経済状況

2022年の北京市のGRP総額は前年比0.7%増の4兆1,610億9,000万元となった。産業別にみると、第一次産業は前年比1.6%減の111億5,000万元、第二次産業は11.4%減の6,605億1,000万元、第三次産業は3.4%増の3兆4,894億3,000万元だった。工業生産額(一定規模以上の企業が対象、付加価値ベース)は前年比16.7%減とマイナスに転じたものの、ワクチン生産が大幅減となった影響が大きく、その要因を除くと2.5%増となっている。重点産業をみると、コンピュータ・通信・その他電子設備製造業が3.6%増、電力・熱生産供給業が9.8%増であった一方、自動車製造業は2.6%減、医薬製造業は58.3%減(ワクチン生産を除くと6.4%増)となった。

全社会固定資産投資総額は前年比3.6%増となった。このうち、インフラ関連投資は5.2%増と前年から増加に転じた。不動産開発投資は1.0%増と前年から伸びが減速した。産業別にみると、第一次産業が11.6%増、第二次産業が20.5%増(うち、製造業投資が18.4%増)、第三次産業が1.7%増(うち、科学研究・技術サービス業の投資が60.7%増、金融業の投資が41.3%増)となった。また、ハイテク製造業投資は28.3%増、ハイテクサービス業投資は41.3%増となった。

社会消費品小売総額は前年比7.2%減の1兆3,794億2,000 万元で減少に転じた。消費形態別にみると、商品消費は6.6% 減、飲食消費は15.2%減となった。自動車類商品の消費は 13.4%減であったが、そのうち新エネ車の消費は17.1%増と堅 調であった。

消費者物価指数 (CPI) は前年比1.8%上昇した。北京市住民の1人当たり可処分所得は3.2%増の7万7,415元となった。なお、北京市の2022年国民経済社会発展統計公報によると、同市の2022年末の常住人口は前年比4万3,000人減の2,184万3,000人となり、5年連続で減少した。うち、都市部人口は1,912万8,000人と同市人口の87.6% (前年比0.1ポイント上昇)を占めた。

なお、北京市への対内直接投資実行額は12.7%増の174億

1,000万ドルとなり、前年に続き2ケタ増となった。

北京市の特徴

北京市は中国の首都であり、中国における政治・経済・文化の中心として発展を遂げてきており、世界有数の国際都市となっている。北京統計年鑑2022をもとにGRPの産業別シェア(2021年)をみると、北京市ではGRPに占める第3次産業のシェアが81.7%と高く、経済構造に占める存在感が大きい。

北京統計年鑑2022をもとに第3次産業における業種別シェア (2021年)をみると、金融 (18.9%)、情報通信・ソフトウェア (16.2%)、科学研究・技術サービス (7.9%)、卸・小売(7.8%)、リース・ビジネスサービス (6.0%)の順となっている(リース・ビジネスサービスには統括拠点が含まれる)。特に情報通信・ソフトウェアと科学研究・技術サービスは先端的サービス業といえるもので、企業の開発力、技術力の向上をもたらし、産業高度化の過程において重要な役割を果たす。また、金融におけるフィンテックや卸・小売におけるIoTを活用した新形態の店舗の発展なども含め北京市におけるさらなるイノベーションの進展・生産性の向上に向けて、今後これらの産業の集積がよりいっそう求められる。

また、北京市には中国企業や日本を含む外国企業の統括拠点が多いことなどから、北京市の先端的サービス業は同市のみならず中国全土を対象に幅広くサービスを展開していると考えられ、北京市におけるこれらの産業の集積は、中国全体の産業高度化においても重要といえる。

なお、これらの産業集積を進めるうえでは、引き続き日本を 含む外国の統括拠点や先端的サービス業を含む先進企業のさ らなる誘致を進めていただくことが有益と考える。

優れた人材・企業の集積、サービス業開放 の促進に向けて

2018年4月に公布された「北京市人民政府が対外開放を拡大し、外資利用水準を高めることに関する意見」において、外商投資建設工程設計企業に対し、外国籍技術人員の比率条件を取り消すことや外商投資企業の北京市における高齢者サービス分野への進出を奨励することなどが示された。さらに、多国籍企業が北京市において地域本部を設けることを支持し、都市公共サービス施設やインフラ建設および政府調達プロジェクトに参加することを支持すること、イノベーション分野においても外商投資企業が研究開発費用の税制控除などの優遇策を適正に享受できるようにすることなどが示された。また、2020年7月16日には「北京市ポイント制戸籍管理弁法(京政弁発[2020]9号)」が公布・施行され、ポイント制による北京

市戸籍取得の条件や具体的手続が定められた。2022年7月には同手続による申請に基づいて約6,006人に新たに北京市戸籍を付与することが発表された。

上記を踏まえ、北京市において、日系企業がよりいっそう発展を遂げ、北京市の経済発展に寄与するために、課題となっている事項等について、以下の4点を要望する。

第一に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および先進企業の立地拠点に相応しい人材の集積を促進するため、先進的な人材政策の展開を要望する。北京市が目覚ましい成長を遂げている中国の首都としてさらに発展するためのカギの1つは人材にあると考える。

そのため、外国人材のさらなる活用は有益であり、豊富な経験を有する日本人などを柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、駐在員に係る過剰なコスト(社会保険や居留許可手続などにかかわる費用コスト、手続コスト)の軽減をお願いしたい。

加えて、中国の人材がさらに能力を発揮できるような環境を整えることも有益であり、優秀な中国人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、条件を満たす地方出身者へのインセンティブ強化をお願いしたい。

第二に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および 科学技術分野の企業の集積を促進するために、透明性の高い 政策運営、ハイテク企業や先端的サービス業への優遇強化お よび優遇策の確実な実施、行政手続の簡素化を要望する。

透明性の確保は、中国内外企業が積極的な事業展開を行ううえで不可欠であり、中国政府が進める「近代的な市場体系の完備」の前提ともいえるものである。統括拠点を設立し、「地域本部」として認定されたものの、税収の貢献度が少ないことを理由に補助金の支給が留保される事例が出ているので、改善を要望する。加えて、高騰する人件費やオフィス賃料をカバーするような、他の地域に劣らない優遇策の追加・拡大を検討いただきたい。加えて、地域再開発計画や環境規制などの実施などの際には十分な対応期間を設けていただくことをお願いしたい。

また、北京市への先進技術の集積促進のためには、集積 回路企業、ソフトウェア企業などを含めたハイテク企業に対し て、優遇制度の拡充をお願いしたい。例えば、集積回路企業、 ソフトウェア企業に対する企業所得税の減免期間の拡大や、 同様の優遇制度の他のハイテク分野への拡大が考えられる。

さらに、首都にふさわしい産業構造を実現する上で、ハイテク企業とともに、前述の先端的サービス産業の立地の促進もさらに図る必要があると考える。日本ではこうした先端的サービス産業を産業の「頭脳部分」としてとらえ、頭脳立地法という法律で集積の促進を図った。税制優遇や政府系金融機関による低利融資を通じて、一定の成果を収めた経験がある。

第三に、北京市がサービス業拡大・開放総合試験を推進するにあたり、進出日系企業の声によりいっそう耳を傾けていただき、個別分野での積極的な規制緩和等を実施していただくことを要望する。

第四に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点等に相応しい生活環境を整備するために、生活に密接にかかわりを持つ分野において、総合的視野に立った取り組みを要望す

る。大気汚染や交通渋滞などの問題について、近年市政府は その取り組みを強化されているが、他省とのさらなる連携強化 を図りつつ、引き続きこれらの問題を重視し、総合的視野を 持って取り組んでいただきたい。

引き続き対話継続を

2022年も、北京市商務局、北京市投資促進服務中心、北京市発展改革委員会など北京市政府とのさまざまな交流が実施できたことに感謝したい。

ただし、さらなる相互理解が必要な部分もあり、引き続き中国日本商会との対話の機会をいただきたい。十分な意見交換の時間を確保するためにも、以前のように北京市と中国日本商会の2者の形での開催が望ましい。また、2014年より中国日本商会は、北京市投資促進服務中心およびジェトロの3者で意見交換の場を持たせていただいているが、引き続き、より多様なチャンネルを通じて相互理解を深めるため、北京市トップおよび市各政府機関との交流の機会をいただくことを希望する。

<地方政府との交流の状況>

北京市人民代表大会常務委員会との意見交換

- · 開催日時: 2022年7月6日
- ・北京市側参加者:北京市人民代表大会常務委員会副主任、北京市商務局ほか
- ・出席者:中国日本商会副会長、北京外商投資企業協会、 中国米国商会、中国EU商会、英中貿易協会、中国フラン ス工商会、中国ドイツ商会、中国香港商会
- ・交流内容:中国日本商会からは、新型コロナ規制に関して、隔離に関する「7+3」方針の準拠、北京-日本の往復の直行便の再開、首都国際空港における非冷凍品に係る静置規制の緩和などを要望。

北京市政府研究室との意見交換

- · 開催日時: 2022年7月6日
- ・北京市側参加者:北京市政府研究室ほか
- ・出席者:中国日本商会、日中経済協会、ジェトロ北京事務所など。
- ・交流内容:北京市大興区の中日イノベーションモデル区 において8社・団体と北京市政府研究室および同市大興 区委研究室などとの意見交換会を開催。北京市の課題や 新規投資誘致方法などについて意見交換。

北京市発展改革委員会・経済社会発展研究院による内国民待遇に関する外資系企業との座談会

- ・開催日時:2023年3月14日
- ・北京市側参加者:北京市発展改革委員会外資処・経済社会発展研究院。
- ・出席者:中国EU商会、日系企業5社、ジェトロ北京事務 所など。
- ・交流内容:日系企業より、国産品や国産化すべきコア部品の定義が曖昧であること、標準等を策定する会議に内国企業しか呼ばれないケースがあること、資金の越境流動の手続が煩雑であることなどを提起。

北京市人民代表大会常務委員会民宗僑外弁公室による「北京市外商投資条例」立法に関するヒアリング

- · 開催日時: 2023年3月17日
- 北京市側参加者:北京市人民代表大会常務委員会民宗僑外 弁公室主任、北京市商務局、北京市発展改革委員会。
- ・ 出席者: 中国日本商会副会長、ジェトロ北京事務所など。
- ・交流内容:北京市の「外商投資条例」を立案している北京市人民代表大会常務委員会民宗僑外弁公室と、外資を担当する市商務局、市発展改革委員会より日系企業の同条例への要望事項が聞きたいとのことでヒアリングを開催。日系企業からは、条例が守られるような仕組みを定め、区以下の行政の末端まで浸透させることや、外資系企業だからと不利な取り扱いをされることがないよう要望。

北京市副市長と外国商会との座談会

- ・開催日時:2023年3月23日
- ・北京市側参加者:北京市副市長、北京市政府秘書長、北 京市商務局、北京市投資促進サービスセンター、北京市 発展改革委員会など。
- ・出席者:中国日本商会会長、中国米国商会、中国印商会など。
- ・交流内容:中国日本商会会長が参加し、北京と日本との 航空便往来の水準を新型コロナ前の水準に戻すことや投 資性公司の分公司設立に関する問題などについて要望。

〈建議〉

①北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および先進企業の立地拠点に相応しい人材の集積を 促進するために、先進的な人材政策の展開を要望する

豊富な経験を有する日本人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、駐在員にかかわる 過剰なコスト(費用コスト、手続コスト)の軽減を 要望する。

• 居留許可手続

2013年7月から施行された「出入国管理法」により、居留許可手続の審査期間は従来の5営業日から「15営業日以内」に変更された。北京市では2015年8月より「10営業日以内」に短縮された。2018年からは新たな利便性措置が開始され、オンラインで居留許可申請手続を予約した場合、10営業日からさらに7営業日に短縮するという運用がなされている点は歓迎したいが、親族の不幸や、経営にかかわる緊急の出張が生じた際に一刻を争う海外出国ができない事態が起こりうるので、従前の5営業日に戻すことを要望する。

外国籍人員の就業条件

2014年6月「北京市外国籍人員の雇用業務をさらに強化することに関する通知」が公布され、条件の1つに「学士以上の学位および2年以上の関連業務の経験を有すること」がうたわれている。その後、2017年3月29日に、国家外国専門家局より「外国人訪中就労許可サービスガイドライン(暫定施行)

の印刷発行に関する通知」が公布され、中国で就 労する外国人の就労許可取得申請にかかる管理制 度が簡素化され、事務手続の効率が向上したこと は評価される。一方で、これまで北京市人力資源社 会保障局から「北京市外国籍人員の雇用業務をさ らに強化することに関する通知」を廃止したという 通知は出されていないため、実務において法律適 用に矛盾が生じないよう運用の統一を要望する。

優秀な中国人を柔軟にかつ手厚く配置することを 可能とするため、地方出身者へのインセンティブ 強化を要望する。

• 北京市戸籍

北京市戸籍を有していなければ子女教育などにおいて影響を受けることから、地方出身の優秀な人材確保のため、一定の基準を満たす企業に対しては提供される北京市戸籍枠の増加を要望する。

②北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および科学技術分野の企業の集積を促進するために、透明性の高い政策運営、ハイテク企業や先端的サービス業への優遇強化、行政手続の簡素化を要望する

<投資性公司に関する要望>

・北京市において、投資性公司の分公司設立が拒否 されるケースが発生している。外商投資企業によ る投資性公司の分公司設立について、他地域では 所在地の金融弁の承認を得てから、市場監督管理 局にて設立手続を行うことで設立可能となってい る。一方、北京市には明確な規定がなく、所管官庁 (金融弁、市場監督管理局)の個別判断で拒否さ れているとされている。外資系の投資性公司の北 京市への設立をさらに促進し、外商投資企業の事 業の継続や発展を支援していくためにも、法的根 拠なく設立を拒否されることがないよう、かつ他 地域と同様に取り扱うよう改善を要望する。

<外資研究開発センターに関する要望>

・北京市政府は2022年3月に「北京市外資研究開発センターの設立と発展の支持に関する規定」 (京政弁発〔2022〕11号)を公布した。「規定」には、人材サービス、科学研究の奨励、知的財産権、ビジネス環境、属地保障の5つの面から北京における外資研究開発センターの設立と発展を支援することが盛り込まれた。「規定」の第七条に、免税条件に符合する外資の研究開発センターは、中国で製造できないか性能が要件を満たすことができない科学研究、科学技術開発と教学用品の購入に対して輸入関税と輸入段階の増値税、消費税を免除すると明記されているが、実態的な運用面で特に税関にこの法律の精神に則った公平かつ透明性の高い運用が保証されることを望む。さらに、「担党」の推写がよれることを望む。さらに、「担党」の推写がより

「規定」の施行前に設立された外資系研究開発センターであっても、中国の科学技術の発展に貢献していることに変わりはなく、施行前に設立された外資系研究開発センターも「規定」の政策の対象範囲に組み込むよう要望する。

・現在、技術の輸出に関して、「技術輸出入管理条

例」と「中国輸出禁止輸出制限技術目録」が運用されている。しかし、新規領域の技術を輸出する際には、上記条例や目録に適切な規定がないため、北京市商務局にその都度諮問しなければならない。しかし、諮問先の情報として、北京市商務局のホームページに記載される代表電話番号しかなく、当該技術領域に関する専門知識をもった担当者の特定と連絡に時間を要している。技術輸出に関する諮問方式について、北京市商務局ホームページに記載される電話番号だけでなく、技術領域を細分化するなど、多様な諮問方式を採用することを希望する。例えば専門技術領域ごとの諮問電話番号の設定や専門人員を配置すること等を要望する。

< 北京市による外資系企業へのサービス・情報提供に関する要望>

- ・外資系企業に対する説明会等を実施する際には、 日本語か英語の通訳を手配するよう要望する。また、通訳の手配が難しい場合においても、企業内で情報を共有できるようにするために資料配布を 行うよう要望する。
- ・2020年4月28日より実施されている「北京市ビジネス環境改善条例」では、第48条において、「政府および関連部門は政府と企業のコミュニケーションメカニズムを設立し、企業の意見を聴取し、企業に政策情報を提供すること」、第66条では「政府および関連部門は企業の生産経営活動に密接に関連する政策措置を制定する際は、国の安全と公布後直ちに施行しないと施行に障害の及ぶものを除き、企業に対して30日以上の調整期間を与えること」と規定されている。こうした規定を確実に実施していただくよう要望する。
- ・2023年の北京市の立法計画に、「北京市外商投資条例」の立法化が組み込まれている。同条例の制定にあたっては、外国商会をはじめ、外資系企業の意見を十分聴取することを要望する。
- ・北京市においては、進出企業向けのサービスとして、重点企業に対する「企業服務包」が存在すると 承知しているが、同サービスの対象企業の選定基準 が不明確であるため、選定基準を明らかにするよう 要望する。また、同サービスの対象企業に限らず、す べての進出企業に対して相談対応、問題解決、情報 提供といったサービスを強化するよう要望する。
- ・北京市の指導者レベルと中国日本商会、日系企業 との常態化した交流メカニズムを構築していただ くよう要望する。
- ③北京市がサービス業拡大・開放総合試験を推進 するにあたり、以下のような個別分野での積極展 開を要望する
- ・中外合弁、外資独資旅行会社に対する出境ライセンスの認可

2018年7月30日に「北京市の改革の全面深化、対外開放拡大に関する重要措置の行動計画」が公布され、同計画の47条において、北京市に設立された外商独資旅行会社については中国公民の出境

旅遊業務を試験的に認めるよう取り組んでいくと 明記された。2019年2月22日、国務院より「北京市 サービス業の開放拡大の全面的推進に関する総合 試験活動案に関する国務院の認可回答」が公布さ れ、北京市において、サービス業の開放拡大総合 試験の継続と全面的推進が認可され、その期間は 認可回答日から3年間とされた。2019年12月には 北京市商務局より、外資系旅行会社、中外合弁(合 作)経営旅行会社に中国人の海外旅行業務を認め るなどサービス業の規制緩和が発表された。その 後、2021年10月18日に国務院より、北京市人民政 府、商務部、司法部に対して「北京市において関連 行政法規および国務院承認を得た部門規則の規 定実施を一時的に調整することに同意する国務院 認可回答」 (国函 [2021] 106号) が出された。 国函 〔2021〕106号においては、旅行社条例第23条に 規定された「外商投資旅行社による中国本土居住 者の海外旅行事業の制限」について、「北京に設 立された適格な外商投資旅行社は、台湾以外のア ウトバウンド観光事業に従事することができる」こ とを調整実施するとし、「国務院の関係部門と北 京市人民政府は、上記の調整に従って、各部門と 各市が制定した規定と規範文書を速やかに調整 し、北京市のサービス業拡大開放の新型総合テス トプロジェクトの深化と国家サービス業拡大開放 総合モデル区の建設作業に適合する管理体制を構 築する。国務院は、北京のサービス業拡大開放総 合テストプロジェクトの新ラウンドを深化させ、全 国サービス業拡大開放総合モデル区を建設する作 業に応じて、この承認の内容を順次調整していく予 定である。」と明記されている。

北京市関係部門に対し、上記の規定に基づき、すみやかに許認可の具体的な手続を進めていただくよう要望する。また、国函[2021]106号によって従来2022年1月末までとされてきた実施期間の制限がなくなり、対象業務の範囲が広がったと理解しているがこの点を改めて明確にしていただくよう要望する。

- ④北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点等に 相応しい生活環境を整備するために、生活に密 接にかかわりを持つ分野において、総合的視野に 立った取り組みを要望する
- 小売店舗

2017年から要望してきた小売店舗の営業許可の迅速化については大幅な改善が示されており、内外資の不平等を感じることも減少した。コンビニエンスストアは都市生活の象徴的な小売店舗であり、都市社会インフラにつながるものであることから、出店のみならずブランドイメージの維持・向上も含め、引き続き行政の改善・協力を要望する。

• 交通渋滞

北京市の交通渋滞が深刻である。公共交通機関のいっそうの整備・拡充、交通整理の強化、駐車場の整備、違法駐車の取り締まり、市民の交通ルール遵守意識向上のための啓発など、引き続き改善に向けた取り組みを要望する。